

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第八十一号

##### 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改める。

第二十条の二第一項の表中「第六十八条の五の四第二項若しくは第二項、法第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六」に改める。

別記様式第九号の注1中「~~第68条~~の5の2」を「~~第68条~~の5の3」に改める。

##### 附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。